

鷹巣中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめたり，いじめられたりすることは，人としての健全な成長を阻むことであるから，全教職員は，「いじめは人間として絶対に許されない，いじめを見過ごさない」という強い認識で日々の教育活動に取り組む。また，いじめ問題への対応は，学校の重要課題であり，一人の教職員が抱え込むのではなく，生徒指導主任を中心に，学校全体が一丸となって組織的に対応し，家庭や地域，関係機関と連携して解決していく。

※ いじめ防止対策推進法 第3条から

ア 生徒が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるように，いじめが行われないようにする。

イ 「いじめは，人間として絶対に許されない行為である」という認識をもつ。

ウ いじめを受けた生徒の立場に立ち，生徒の生命・心身の保護を最重要課題として，いじめ問題の解決に取り組む。

エ 家庭や地域，関係機関と連携を図り，組織的にいじめ問題の解決に取り組む。

(2) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ア いじめの認知

特定の教職員のみによることなく，「いじめ防止対策推進法第22条」に則り，学校におけるいじめ防止組織（いじめ防止対策委員会）を活用して行う。

イ いじめの判断

(ア) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめられた生徒の立場に立つ。

(イ) 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

- ・ いじめられていても，本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ，生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

- ・ いじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

(ウ) いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。

- ・ 外見的にはけんかのように見える場合など

- ・ けんかやふざけ合いであっても，見えないところで被害が発生している場合

(エ) 心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても，加害行為を行った生徒に対する指導等については，法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

- ・ インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいる場合など

(オ) いじめにあたりと判断した場合にも，その全てが厳しい指導を要するとは限らない。好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまった場合については，行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分吟味した上で対応する。

【具体的ないじめの態様（例）】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
 - ・ 「消えろ」、「死ね」、「殺す」など存在を否定される。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
 - ・ わざと会話をしない。
 - ・ 席を離す、避けるように通る。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする。
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
 - ・ プロレスごっこ、ボクシングごっこ等と称して、暴力をふるう。
- 金品をたかられる。
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される。
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが、返却されない。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴を隠される。
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
 - ・ 人前で衣服を脱がされる。
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
- パソコンやスマートフォン等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする。
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
 - ・ SNSのグループからわざと外される。

(3) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

2 いじめ防止等への対応

いじめ防止等については、平成25年9月から施行されているいじめ防止対策推進法をもとに、国や県、町が示している対策の基本的な方向性や基本方針から、具体的な対応を取っていく。

(1) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法）

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(2) 求められる責務等

（学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

3 いじめ防止等の対策のための組織について（いじめを許さない学校づくり）

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に則り、いじめ問題に対する指導体制を十分機能させていくために、校長のリーダーシップの下、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的・継続的な取組を行っていく。

また、本校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされるとともに、いじめの態様や原因・その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応していく。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) 組織の構成

＜いじめ防止対策委員会＞（隔週の生徒指導委員会で実施）

- ・ 校長
- ・ 生徒指導主任
- ・ 学級担任
- ・ 教頭
- ・ 教育相談係
- ・ 養護教諭

- （必要に応じて）
- ・ 学校運営協議会
 - ・ 教育委員会
 - ・ P T A 役員
 - ・ 心理や福祉の専門家
 - （SC, SSW, 民生委員, 巡回相談員等）
 - ・ 警察, 福祉事務所等の関係機関 等

(2) 主な役割

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

イ 教職員への意識啓発

- (ア) 年度初めの職員会議等で、学校いじめ防止基本方針を周知し、教職員の共通理解を図る。また、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- (イ) いじめアンケートや教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止に努める。
- (ウ) 「学校楽しいーと」（「比較用学校楽しいーと」）、「SNSチェックシート」を活用した指導に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と啓発

P T Aや学校便り、ホームページ等を通して、学校のいじめ防止等の取組について情報を発信する。

エ いじめ事案への対応

- (ア) いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- (イ) いじめへの対応については、対応チームを組織し、迅速かつ効果的な対応を行う。また、必要に応じて、外部の関係機関と連携して対応する。
- (ウ) いじめが解消したと判断した場合も、経過観察を行い、継続的な指導・支援を行う。また、進級・進学・転学に当たっては必ず情報の伝達を行う。

4 いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行っていく。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(1) いじめについての共通理解

- ア 学校の基本方針を校内研修や職員会議等で共通理解を図り、「いじめ問題を考える週間」や「人権問題を考える週間」等で「いじめに関する講話」等を全校生徒に行う。
- イ 毎週実施している生徒指導委員会・心の教育推進委員会の中で、情報の共有化を図る。また、月例の生徒指導報告書を作成する。
- ウ 4月と9月の「いじめ問題を考える週間」や12月の「人権問題を考える週間」を中心に、生徒がいじめ問題について学ぶ時間を設定する。生徒自らがいじめについて学び、取り組む生徒会を中心とした活動の指導・継続も図る。

(2) いじめをゆるさない態度・能力の育成

- ア 全教育活動を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
 - (ア) 思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。
 - (イ) 「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。
- イ 自尊感情を育て好ましい人間関係を構築できるよう、生徒の自主的・体験的活動を推進する。
- ウ 他者を意識し、心のつながりを深める「あいさつ運動」を推進する。
- エ 生徒会等を中心にした、いじめを防止するための話し合い活動や取組（標語・ポスター作等）を推進する。
- オ 豊かな感性を培い、心を育てる読書活動を推進する。

(3) いじめをゆるさない集団の育成

- ア 担任は、「人間関係づくり」の視点を学級教育目標に位置付け、学級経営を行う。
- イ 担任は、「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。
- ウ 担任は、学年・学級PTA等において、生徒の人間関係把握や情報収集等を行い、いじめの未然防止に努める。
- エ 生徒の人間関係を把握し、一人一人の個性が発揮できる場の設定に努める。
- オ 生徒の実態を把握し、個に応じた一人一人のよさを発揮できる授業づくりを推進する。
- カ 人間関係をより円滑にできるコミュニケーション能力やトラブルを解決できる自己解決能力を育てる。
- キ 保護者同士のコミュニケーションがより円滑になるようなPTA活動を推進する。

(4) 自己肯定感や自己有用感の育成

- ア 自分は大切な存在であると思える自己肯定感や、地域や学校、学級で他者の役に立っていると思える自己有用感を高める教育活動を展開できるように工夫する。
- イ 表彰式や学校・学級便り等をとおして、生徒の頑張りを他の生徒や保護者、地域に発信する。
- ウ 教職員は、否定的発言を控え、前向きな発言に努める。

5 いじめの早期発見

いじめは、いつ、どこで、誰の身に起きても不思議ではなく、被害者も加害者も大きく入れ替わることが考えられる。そのため、学校や家庭、地域が一体となって生徒一人一人に寄り添い、かわり、生徒が発するサインを見逃さないことが大切である。そこで、日常生活での気付きはもちろんのこと、以下の「具体的な取組」を組織的に継続して行うことでいじめの早期発見に努める。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

具体的な取組	係・担当	内 容
○ 情報の収集 ○ 学校の取組の発信	全 職 員	日常のあらゆる機会での情報収集（休み時間や放課後の観察、日記、生活の記録等）
	管 理 職	学校便り、PTA活動
	養護教諭	保健便り、PTA活動
	学年担任	週報、学級便り、PTA活動

具体的な取組	係・担当	内 容
生徒指導委員会 心の教育推進委員会	生徒指導係 教育相談係	全職員での情報交換 心の教育推進委員会
「いじめ対策必携」の活用 人権研修会等の参加・活用	生徒指導係	生徒指導事例研修
	人権教育係	人権教育研修
教育相談での生徒の状況把握と 情報発信・収集	教育相談係 学級担任	生徒や保護者を対象とした教育相談（いじめ問 題を考える週間や教育相談週間等）
関係機関との連携 SC・SSW等の連携、活用 学校ネットパトロール事業の活用	特別支援教 育コーディネーター	学校カウンセリング事業 巡回相談の活用（出水養護学校）
	生徒指導係 教育相談係	学校裏サイト等のチェック
定期的なアンケート等による 情報の収集と共通理解	生徒指導係	いじめ問題アンケート調査・集計・分析 （7月，11月） 「学校楽しいーと」（「比較用学校楽しいーと」）， 「SNSチェックシート」の活用
	教育相談係	いじめ問題アンケート調査・集計・分析
	管 理 職	学校評価アンケート（7月，12月，3月）

6 いじめへの早期対応

発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

（いじめに対する措置）

第23条 学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止める。

イ 生徒やその保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には，真摯に傾聴する。その際，いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

- ウ 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、必ずいじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）で直ちに情報を共有する。
- エ いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）が中心となり、速やかに関係生徒からアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握するなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(2) いじめられた生徒とその保護者への支援

- ア いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるように留意する。
- イ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。
- ウ いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去する。
- エ いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人や教職員、家族等）と連携し、寄り添い支える体制を整える。
- オ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた生徒への指導とその保護者への助言

- ア いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめの事実が確認された場合、複数の教職員が連携していじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。
- イ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ウ いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた生徒に対しても、無関係ではなく、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに伝える勇気をもつよう伝える。
- イ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- エ いじめの解決とは、被害生徒、加害生徒を含めた全ての生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきと押さえる。

(5) 地域や家庭との連携

- ア P T Aや学校運営協議会、地域の関係団体等と、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ問題に対して家庭や地域と連携した対策を日頃から推進する。
- イ いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼する。

(6) 関係機関との連携

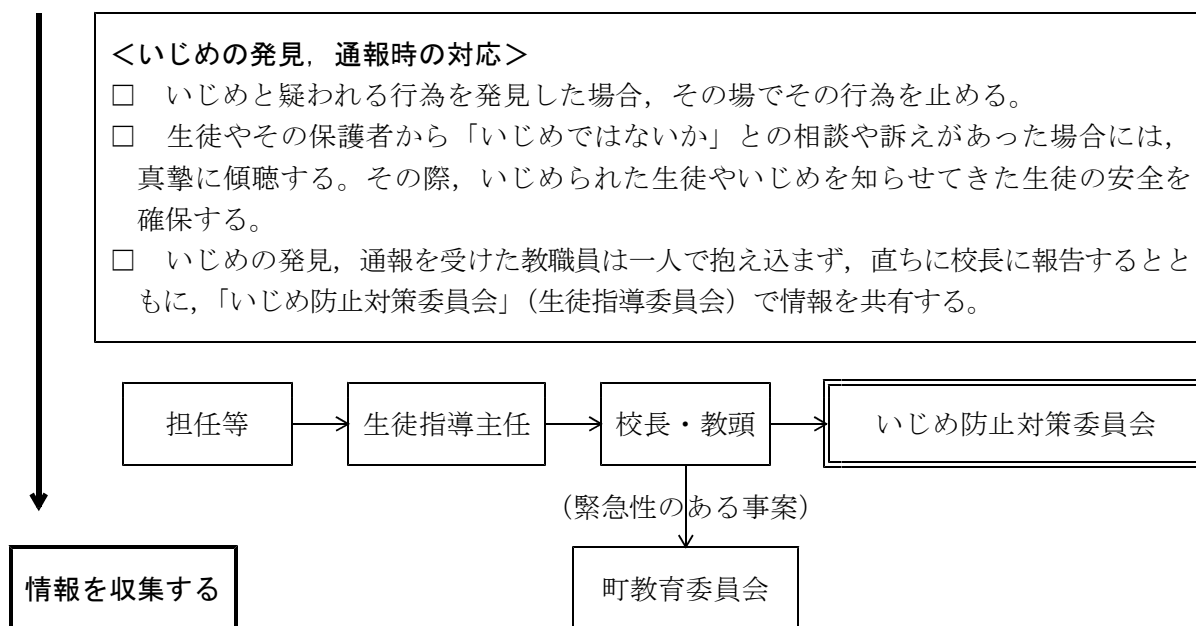
- ア いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた場合は、教育的配慮や被害生徒等の意向を配慮した上で、速やかに警察へ相談し適切な援助を求める。
- イ 自他の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。
- ウ 生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、適宜適切に連絡する。
- エ 児童相談所等の関係機関との情報交換を適宜行う。

(7) インターネット上のいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プリントアウトしたり、デジタルカメラ等で記録したりした上で、直ちにプロバイダに連絡し、削除の要請をする。
- イ 不適切な書き込み等が、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、援助を求める。

(8) いじめ問題への基本的な対応の手順

いじめの発見・通報 (□ : チェック)



<情報収集の内容>

- 誰が誰をいじているのか?【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか?【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか?【いじめの内容】
どんな被害を受けたのか?
- いじめのきっかけは何か?【背景と要因】
- いつ頃から、どれぐらい続いているのか?【期間】

<情報収集の方法>

- アンケートの実施
- 生徒との会話
- 保護者との連携
- 養護教諭・他職員との連携
- 日常生活の観察
- 生徒の日記・生活の記録等
- 教育相談
- P T A ・地域との連携

<情報収集の際の留意点>

- 客観的事実を整理し、間接的立場での情報収集・状況確認に努める。
- 教育相談をする際には、可能な限り複数の教員で対応する。
- 「いじめはない」等の個人的な解釈で看過しない。
- 他の職員からの情報収集を積極的に行う。
- 責任感の強さから、自分だけで解決を図ろうとしない。

いじめ問題対応チームの編成(対応方針の決定・役割分担)

→ 必要に応じて外部専門家等を加える。

<協議内容>

- 緊急度の確認（生命や身体、財産に重大な被害が生じる可能性があるか。）
- 詳細な調査の必要性（調査の内容と方法の検討）
- 具体的な指導・支援の方針の検討（役割分担、支援チームの構成）
- 事情を聴いたり、支援したりする際の方針の検討
- 保護者への対応
- 関係機関との連携 等

<役割分担>

- 担任、生徒指導主任、教頭 ① いじめられた生徒の事情聴取と支援
② いじめた生徒の事情聴取と指導
- 校長 ※ 報告を受け、対応や方針の指示
- 教頭 ① 保護者や関係機関への対応
② 教育委員会に対応方針の連絡・相談
- 生徒指導主任 ※ 周囲の生徒や全校生徒への指導

正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

<生徒>

- いじめられた生徒、いじめた生徒、周囲にいた生徒から個別に聴き取りを行う。
事情聴取は、被害生徒 → 周囲にいた生徒 → 加害生徒の順に行う。
- いじめの状況やいじめのきっかけ等を丁寧に聴き、事実に基づく指導を行う。
- 情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら行う。

<保護者>

- 聴取を終えた後、担任・校長（教頭）が当該生徒を自宅まで送り届け、保護者に直接会って説明する。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

具体的な対応の仕方（被害生徒支援，加害生徒指導，保護者連携）

<いじめられた生徒への基本的な関わり方>

- 生徒の安全の確保に留意して安心させるとともに，生徒との信頼関係を築く。
- 生徒の話聞くことを重視し，その思いを受け止め，共感的理解に努める。
- 具体的支援については，本人の意思を尊重し，意向を確認しながら進める。

<いじめられた生徒への対応>

- いじめられた生徒を守り通すという姿勢を明確にするとともに，秘密を守ることを約束し，安心感を与える。
- つらさや悔しさ等の気持ちを温かく受け止め，本人の意思を確認しながら，今後の対応を一緒に考える。
- 決して一人で悩まず，大人に相談することの重要性を伝える。
- 自己肯定感を回復できるよう，学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- 仲直りして問題が解決したと考えず，その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

<いじめられた生徒と個別面談をする際の留意点>

- 秘密が守られる環境を用意する。
- 焦らず，せかさず，共感的に接する。
- 心の整理をする時間を確保する。
- これまでよく耐えてきたことを肯定的に受け止めて接する。
- 教師は味方であるとの関係づくりから始め，心のケアを最優先する。

<いじめた生徒への基本的な関わり方>

- いじめる行為は，「生命に関わる重大なこと」であり，「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- いじめられた生徒の心の痛み気付かせながら，いじめた気持ちや状況等を受容的，共感的な態度で聴き，いじめる行為の背景を理解して対応する。
- 心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど，一定の教育的配慮のもと，粘り強い指導を行う。
- 解決を急ぐあまり，不満や遺恨を残して陰湿化や潜在化することがないように注意深く継続的に指導していく。

<いじめた生徒への対応>

- いじめられた生徒の心理的・身体的な苦痛を十分理解させ，いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。また，自ら反省し，謝罪したいという気持ちが抱けるようになるまで個別指導を継続する。
- 当事者の情報と周りの生徒から収集した情報を整理し，実態を把握する。
- 集団によるいじめも視野に入れて，集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- 何がいじめであるか等のいじめの定義や内容等についてしっかり理解させる。
- 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し，学校生活に目的をもたせ，人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- 場合によっては，警察等との協力や出席停止の措置をとる。
- いじめが解決したと見られる場合でも，継続して十分な注意を払い，折に触れて必要な指導を行う。

<いじめた生徒と個別面談をする際の留意点>

- 「開き直り」に対処する。
暴力行為を「遊んでいただけ」などと教員や保護者を自分の都合よい方向に言いくるめようとすることもある。終始、毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
- 「いじめられた生徒にも非がある」と認めてはならない。
「確かに、いじめられた子供にも非はあるよね。」と認めてはならない。「○○さんもしたから、自分は悪くない」と自分に都合の良い方向に解釈する場合もある。
- 「いじめ」という抽象的な言葉を使わずに、具体的に指導する。
いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りていただけ」などと、自分の都合の良いように取り繕う生徒もいる。「もし自分の物がなくなったり、他の人に使われていたりしたら、あなたはどう思う?」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる?」というように、具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだと指摘する。

<いじめられた生徒の保護者への対応>

- 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校が把握している事実や経緯等を隠さず伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 学校として生徒を守り通すことを伝える。
- 家庭での生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- 緊急避難としての欠席や転校措置等の申出があった場合は、柔軟に対応する。

<いじめた生徒の保護者への対応>

- 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた生徒やその保護者の気持ちに共感できるようにする。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 担任等が仲介役となり、いじめられた生徒の保護者と協力していじめを解決するために、保護者同士が理解し合うように要請をする。
- 生徒のより良い成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続して行う。

<傍観者等への対応>

- いじめられた生徒の気持ちについて話し、いじめは人の命にも関わることで、絶対に許されない行為であることを指導する。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等を理解した上で、互いの個性や人権を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- いじめを訴えることは、告げ口（チクリ）ではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

指導体制の検討と今後の対応

→

集められた情報から状況を分析し、事実関係の確認と問題点の明確化を図り、問題解決に向けて計画を立てる。新しい検討事項については、その都度、指導体制を検討するなど、柔軟に対応する。

<いじめ問題対応チームによる対応>

- 学校生活での意図的な観察及び助言（当該生徒と周りの生徒の状況）
・・・【学級担任，養護教諭】
- 学級担任へのサポート（情報交換，学級づくりへの支援）
・・・【生徒指導主任，管理職】
- 保護者との連携，支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・【学級担任，管理職】
- 関係機関と連携した支援 ・・・・・・・・・・【生徒指導主任，管理職，S C，S S W】
- 教育委員会へのその後の状況報告 ・・・・・・・・・・【管理職】

7 重大事態への対応について

（学校の設置者又はその設置する学校による責務）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味と事態例

<生徒等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合>

（第28条第1項第1号に係る事態）

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

<重大事態と扱われた事例>

これらを下回る程度の被害であっても，総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ・ 軽傷で済んだものの，自殺を企図した。
- ・ 殴られて歯が折れた。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 複数の生徒から金銭を要求され，総額1万円を渡した。
- ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

<生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合>

（第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とする。ただし，生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にかかわらず，学校の設置者又は学校の判断により，重大事態と認識し，迅速に調査に着手することが必要である。

- ※ 「重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する必要がある。なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する必要がある。
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ※ 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態への対応

(ア) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、校長は、直ちに町教育委員会を通じて、町長へ報告する。

(イ) 全校体制による緊急対応

「いじめ防止対策委員会」は、以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして町教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア
- ・ P T A、警察等との連携

(ウ) 町教育委員会との連携

- ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを町教育委員会に報告
- ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・ 県教育委員会（北薩教育事務所）や警察等との連携についての要請

(2) 学校による調査

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

「いじめ防止対策委員会」を母体に、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして、「重大事態緊急対応委員会」を設置する。

イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら客観的な事実関係を速やかに調査する。

- いつ（いつ頃から）
- どこで
- 誰が
- 何を、どのように（態様）
- なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

(ア) いじめられた生徒からの事情聴取が可能な場合、聴取を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、プライバシーに関するインターネット上での情報拡散・風評被害等にも配慮する。

- ・ いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査
- ・ 情報を提供してくれた生徒の安全確保
- ・ 「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施等

(イ) いじめられた生徒からの事情聴取が不可能な場合（いじめられた生徒が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合）、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) その他の留意事項

ア 心のケア

いじめられた生徒及びその保護者はもちろん、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心理的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、町教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

(ア) いじめられた生徒及びその保護者に対して、調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。

(イ) 調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。

ウ 調査対象の生徒及びその保護者に対して

調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、町教育委員会と連携をとりながら対応する。

オ 組織的な対応

いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」（生徒指導委員会）に、いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなぐこと。いじめに係る情報を抱え込み、学対いじめ対策組織に報告を行わないことは、違反になる。

カ いじめに係る情報の適切な記録

いじめの発見から対応については、時系列に沿った正確な記録を残しておく。

8 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つ要件が満たされる必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。また、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3か月を目安とする。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※ いじめが解消したと判断した場合

経過観察を行い、継続的な指導・支援を行う。また、進級・進学・転学に当たっては必ず情報の伝達を行う。

9 その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページ等で公表し、地域や保護者のいじめ防止への理解と認識を深め、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を築く。
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを「いじめ防止対策委員会」で毎学期末に点検し、これに基づいた必要な措置を行う。

- (3) いじめ問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組の検証を行う。